

随意契約理由書

件 名	西神・山手線 非常停止装置分解整備
契 約 の 相 手 方	大同信号株式会社 大阪支店
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項第2号に該当
随 意 契 約 の 理 由 本業務の対象機器である列車非常停止装置は、駅構内での非常事態（ホーム転落等）の際、運転指令員、駅係員及びホーム乗客によって列車を緊急停止させる装置であり、また非常事態 の発生を運転指令所、駅係員及び乗客に知らせる等の重要な役割を持っている。 非常事態発生時の安全確保に必要不可欠な装置であり、不具合が発生すると列車が緊急停止 しない等重大な事故となるため、常に良好な状態を維持しなければならない。 そのため鉄道営業法に基づく整備要領を定めて、取り扱い及び点検保守を実施している。 本業務は装置の部品交換及び点検を行うものである。列車非常停止装置は上記業者にて 開発設計・製作された装置であり、点検はメーカー独自に定めた基準・規格による判定が 必要となる。 本業務を施工することは交換部品の製作を含め他のメーカーでは技術的に不可能である。 以上により上記業者と随意契約を行う。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 （電話番号 078-791-6584）